

桜井市の空き家流通促進に関する連携協定書

(権利業務の譲渡等の禁止)

桜井市(以下「甲」という。)と一般社団法人 奈良県建築士会(以下「乙」という。)は、桜井市内に所在する空き家等の市場への流通促進に係る施策を進めるため、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、桜井市内に所在する空き家等の市場への流通を促進することにより、特定空家等への移行予防及び空き家等の利活用を推進し、良好な生活環境の保全と地域の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 桜井市に存する建築物又はこれに附属する工作物で、現在使用していない(使用しなくなる予定のものを含む。)もの及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 登録事業者 空き家等の流通を促進するための業務を適切に遂行することが可能であると乙が認めて登録した事業者をいう。

(甲の業務)

第3条 甲は、所有者の同意を得て、空き家等の市場への流通に関し必要となる情報を、登録事業者の中から乙が指名する業務担当事業者(以下「担当事業者」という。)に提供するものとする。

(乙の業務)

第4条 乙は、甲の指示に基づき、担当事業者を指名し、次に掲げる業務を行わせるとともに、担当事業者からの報告に基づき業務の進捗を管理し、業務の成果を甲に報告するものとする。

- (1) 空き家等の調査、インスペクション
- (2) 空き家等の改修等に関する相談及び改修計画、見積等の作成
- (3) その他空き家等の流通促進に関する業務

2 乙は、前項各号に掲げる業務(以下「実施業務」という。)を担当事業者に行わせるにあたって、所有者等の信頼を損なうことがないよう、誠心誠意対応するよう担当事業者へ指導を行い、実施業務に関する苦情又は紛争等が発生した場合は、乙の責任において速やかに解決を図るものとする。

3 甲は、乙が指名した担当事業者が、実施業務を行うに当たり適任でないと認める場合は、乙と協議の上、担当事業者としないことを乙に求めることができる。

第5条 乙は、第三者に対し、この協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づき生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(秘密の保持)

第6条 本協定に基づく業務に携わる者は、この業務の履行に際して知り得た個人に関する情報を他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

(苦情等の処理)

第7条 本協定に基づく業務の履行に際して、苦情又は紛争等(第4条第2項に定める実施業務に関するものを除く)が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において速やかに解決を図るものとする。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を取り扱う場合は、桜井市個人情報保護条例(平成13年12月桜井市条例第17号)を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

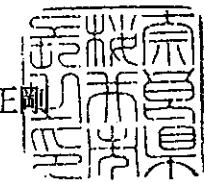
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年3月29日

甲 奈良県桜井市大字粟殿432番地の1

桜井市

市長 松井 正剛



乙 奈良県奈良市大宮町2丁目5番7号

一般社団法人

奈良県建築士会

会長 米村 博昭

